

諮問第122号

諮問第百二十二号

近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、左記の事項に関して刑事法の見直しをする必要があると思われるので、その法整備の在り方について、御意見を承りたい。

記

- 一 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。
- 二 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。
- 三 一及び二の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること。